

大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書

福井県（以下「甲」という。）と社団法人福井県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）は、地震、豪雨等により県内において大規模な災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合における災害廃棄物処理等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害が発生した場合に、甲が乙に災害廃棄物の撤去、収集・運搬、処理・処分の協力を要請するに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、「災害廃棄物」とは、大規模災害に伴い緊急に処理する必要が生じた廃棄物をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、県内市町および一部事務組合（以下「市町等」という。）が実施する次の各号の事業（以下「災害廃棄物の処理等」という。）について市町等からの要請に基づいて、乙に協力を要請するものとする。

- （1）災害廃棄物の撤去
- （2）災害廃棄物の収集・運搬
- （3）災害廃棄物の処理・処分
- （4）前各号に伴い必要な事項

（災害廃棄物の処理等の実施）

第4条 乙は、甲から要請があったときは、必要な人員、車両、資機材を調達し、市町等が実施する災害廃棄物の処理等に限り協力するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に当たっては、次の各号に掲げる事項に注意するものとする。

- （1）周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- （2）災害廃棄物の再生利用および再資源化に配慮し、その分別に努めること。

（情報の提供）

第5条 甲は、大規模災害時に円滑な協力が得られるように、乙に県内の被災・復旧状況等必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に関し協力可能な会員の状況を、甲に報告するものとする。

（協力要請の手続き）

第6条 甲は、協力要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を文書で乙に通知する。ただし、文書により難い場合は、口頭で要請し、後日、速やかに文書で通知するものとする。

（1）市町名

（2）協力内容

（3）その他必要な事項

（実績報告）

第7条 乙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

（1）市町名

（2）実施内容

（3）その他必要な事項

（費用の負担）

第8条 第3条に規定する要請に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、原則として市町等が負担するものとし、その額は大規模災害の直前における通常の価格を基準として、乙と市町等で協議の上、決定するものとする。

（損害の補償）

第9条 第3条に規定する要請に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理等により生じた損害の補償については、乙と市町等で協議の上、決定するものとする。

（連絡窓口）

第10条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては安全環境部廃棄物対策課、乙においては事務局とする。

（協会員の状況等の報告）

第11条 乙は、この協定に基づく災害廃棄物の処理等が円滑に行われるよう、必要機材の確保可能台数等の状況を甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、隨時乙に報告を求めることができる。

（他被災都道府県への応援）

第12条 甲が、被災した他の都道府県に対して災害廃棄物の処理等についての応援を行うために、乙に協力要請を行った場合においても、乙は、この協定に準じて、可能な限り協力をするものとする。

（協議）

第13条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲と乙が協議して定める。